

株 主 各 位

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地

# 太洋物産株式会社

代表取締役社長 松島 伸介

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyo-bussan.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「投資家向け情報」[IR Information] をご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2026年6月30日（火曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター8階「バンケットホール8A」  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 当社と株式会社いちごホールディングスとの株式交換契約承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 第三者割当による第6回新株予約権発行の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット及び書面（郵送）両方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月30日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月29日(月曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月29日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

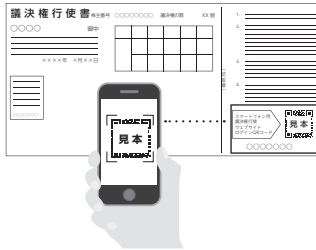
- インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

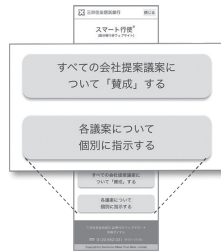
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

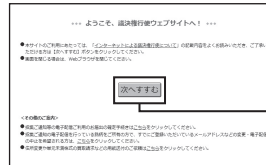
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

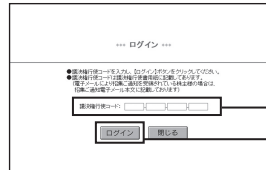
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

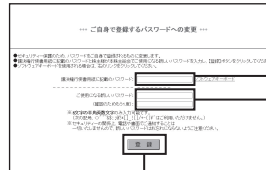
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 当社と株式会社いちごホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、2026年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社いちごホールディングス（以下「いちごホールディングス」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、当社及びいちごホールディングスとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、本株式交換契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換については、本臨時株主総会及び2026年6月30日開催予定のいちごホールディングスの臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を受けることを前提としております。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容及びその他の本議案に関する事項は、以下のとおりであります。

#### 1. 本株式交換を行う理由

当社は、いちごホールディングスを完全子会社化するにあたり、現金での取得ではなく株式交換の手法を選択いたしました。これは主に資金調達の負担を軽減し、手元資金を留保することで、今後の迅速な成長投資に備えるものです。

当社は、食料品、農産品、畜産物等を中心とした内外物資の輸出入及び国内取引を主たる事業とする専門商社であり、長年にわたり培ってきた国内外の調達ネットワーク、販売チャネル及び商品知見を基盤として事業を展開しております。特に、食肉・農産物を中心とするトレーディング事業においては、外食産業向け取引や加工食品分野への展開を通じて、安定的な取引関係を構築してまいりました。また、中国を中心とした海外事業については、現地法人及び関連会社を通じて、日本向け輸出、中国国内販売、三国間取引を行うなど、地域特性を踏まえた事業展開を行っておりますが、近年においては、トレーディング機能に加え、新規事業領域の拡張及び収益基盤の多様化を重要な経営課題として位置付け、食品関連分野における川下領域への展開を検討してまいりました。

いちごホールディングスは、宅配ピザ事業「ナポリの窯」を中心とした飲食事業を展開してお

り、ブランド力、店舗運営ノウハウおよび安定的な顧客基盤を有しております。本株式交換により同社を完全子会社化することは、当社グループの食品分野におけるバリューチェーンを拡張し、トレーディング事業とのシナジー創出を図るうえで有効であると判断いたしました。

具体的には、当社の調達力を活用した食材供給の最適化、商品開発の共同推進、物流機能の効率化等により、原価競争力および収益性の向上が期待されます。また、当社が有する海外ネットワークを活用することで、将来的な海外展開や新業態開発等の成長機会の創出も見込んでおります。

当社は、いちごホールディングスを完全子会社とすることにより、経営資源の一体的な活用および迅速な意思決定体制を構築し、事業シナジーの最大化を図ることを目的としております。

飲食事業においては、商品開発、出店戦略、調達、物流、マーケティング等について継続的かつ機動的な投資判断が求められます。しかしながら、少数株主が存在する資本構成においては、重要な投資判断や事業方針の決定に際して株主間の利害調整が必要となる場合が想定されることから、意思決定に一定の制約が生じる可能性があります。

これに対して、完全子会社化により、当社がいちごホールディングスの意思決定を一体的に統括することが可能となり、株主間の利害調整や個別の承認プロセスを経ることなく、当社グループとして統一的な方針の下で迅速な意思決定を行う体制を構築することが可能となります。

この結果、出店判断や設備投資等について、機動的な意思決定及び実行が可能となり、事業機会の最大化及び競争力の強化に資するものと判断いたしました。

また、完全子会社化により、当社の調達機能および海外ネットワークと、いちごホールディングスが有する店舗運営ノウハウやブランドを一体的に活用することが可能となり、食材供給の最適化、商品開発の高度化、出店加速等の施策をグループ横断で推進することが可能となります。

さらに、グループ内での投資配分、事業再編、人材配置等を柔軟に実行できる体制を確立することで、中長期的な成長戦略の実現及び企業価値向上に資すると判断し、本株式交換により完全子会社化を行うことといたしました。

当社は、本株式交換により取得する宅配ピザ事業「ナポリの窯」を中核とした飲食事業を、食品分野における成長ドライバーの一つとして位置付け、段階的な事業拡大を推進してまいります。また、当社は、従来の食品商社事業を引き続き当社グループの基盤事業として位置付けており、本株式交換により取得する飲食事業は、これに取って代わるものではなく、新たな収益基盤として付加するものであります。

当社は、既存の商社事業と飲食事業を両輪として展開することにより、収益源の多様化および事業ポートフォリオの安定性・成長性の向上を図ってまいります。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

当社といちごホールディングスが2026年4月24日付で締結した本株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

## 株式交換契約書（写）

太洋物産株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社いちごホールディングス（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、2026年4月24日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

#### (1)甲（株式交換完全親会社）

商号：太洋物産株式会社

住所：東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地

#### (2)乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社いちごホールディングス

住所：宮城県仙台市青葉区中央二丁目11番1号 オルタス仙台ビル

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に1,967.45を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1,967.45株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1)資本金：金0円

(2)資本準備金：会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額

(3)利益準備金：金0円

#### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（株式交換契約に関する株主総会の承認）

甲及び乙は、2026年6月30日又は甲及び乙が別途合意する日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認に関する決議を求めるものとする。

#### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその通常の業務の範囲内で事業の運営を行うものとし、自らの財産又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上で行うものとする。

#### 第8条（取締役の選任）

甲は、第6条に定める甲の株主総会において、乙の指名する者1名を甲の非業務取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。

#### 第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約を解除し、又は本株式交換の条件を変更することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、第8条に定める甲の株主総会による取締役選任議案の承認が得られなかった場合、又は、前条の規定に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

#### 第11条（準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、かつ、これに従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（誠実協議）

本契約の条項に関して疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、誠実に協議し、その解決に努める。

本契約締結を証するため、正本2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

2026年4月24日

甲：

住所：東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地 偕成ビル

商号：太洋物産株式会社

代表者名：代表取締役 松島伸介 印

乙：

住所：宮城県仙台市青葉区中央二丁目11番1号 オルタス仙台ビル4F

商号：株式会社いちごホールディングス

代表者名：代表取締役 木野将徳 印

3. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	いちごホールディングス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1,967.45	1
本株式交換による交付する株式数	当社の普通株式493,829株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

いちごホールディングスの普通株式1株に対して、当社の普通株式1,967.45株を割り当てます。当社は本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式493,829株を発行する予定です。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

## (注2) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるいちごホールディングスの株主については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができます。

## (注3) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をいちごホールディングスの株主に対して支払います。

## ②割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社（以下、「算定機関」といいます。）に当社及びいちごホールディングスの株式価値の算定並びに株式交換比率の算定を依頼いたしました。当社は当該算定機関によるいちごホールディングスの株式価値の算定結果、及び、株式交換比率を参考に、同社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

## ③算定に関する事項

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2026年4月23日を基準日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
市場株価法	755 ～ 1,349

いちごホールディングスの株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることからDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を用いて算定を行いました。算定については、いちごホールディングスが作成した財務

予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。

算定機関がDCF法に基づき算定した、いちごホールディングスの普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

算定手法	算定結果 (円)
DCF法	2,053,977 ~ 2,510,416

上記よりいちごホールディングス普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合における当社普通株式との株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果 (円)	
DCF法	1,522.59 ~ 3,325.05

当社の株価を基準日時点の終値である1,349円から10%ディスカウントした1,215円 (円未満は切り上げ)、いちごホールディングスの株価をDCF法によって算出された範囲内である2,390,446円とし、以下の算定式で計算したものが本株式交換比率となります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	いちごホールディングス	
市場株価法	DCF法	本株式交換比率 = 2,390,446円 / 1,215円 = 1,967.45

#### ④公平性を担保するための措置

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社及びいちごホールディングスから独立した第三者算定機関である当該算定機関に依頼をし、2026年4月19日付で、当社及びいちごホールディングスの株式交換比率算定書を取得しました。

なお、当該算定機関は当社及びいちごホールディングスの関連当事者には該当せず、当社及びいちごホールディングスとの間で重要な利害関係を有しません。

#### (2) 本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益剰余金の額は以下のとおりであります。この取扱いは、本株式交換後の当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、

法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

①増加する資本金の額：金0円

②増加する資本準備金の額：会社計算規則第39条に定めるところに従って当社が適当に定める金額

③増加する利益剰余金の額：金0円

#### 4. 株式会社いちごホールディングスに関する事項

(1) 最終事業年度（2024年12月1日から2025年11月30日まで）に係る計算書類等の内容

株式会社いちごホールディングスの最終事業年度（2024年12月1日から2025年11月30日まで）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

株式会社いちごホールディングスは、以下の二議案について2026年4月15日付臨時株主総会の承認決議を得て、同月17日、当該議案の内容に従って普通株式を発行いたしました。

##### 第1号議案 株式募集事項決定の件

株式会社いちごホールディングスの事業拡大に伴う資金調達のため、下記の要領で募集株式を発行すること

##### 記

- |                                    |                     |
|------------------------------------|---------------------|
| 1. 募集株式の種類及び数                      | 普通株式 110株           |
| 2. 募集株式の払込金額                       | 普通株式1株につき金448万3750円 |
| 3. 払込金額の総額                         | 金4億9321万2500円       |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項            |                     |
| ①増加する資本金の総額                        | 金4億9321万2500円       |
| ②増加する資本準備金の総額                      | 金0円                 |
| 5. 募集方法                            | 第三者割当の方法による         |
| 6. 現物出資に関する事項                      |                     |
| ①木野将徳が引き受ける株式分については金銭以外の財産を現物出資する。 |                     |

②令和7年11月19日付金銭消費貸借契約に基づいて生じた木野将徳の当社に対する貸付債権  
金2億円のうち、金1億9728万5000円分の債権

7. 払込期間 令和8年4月15日から令和8年4月17日まで

第2号議案 総数引受契約の締結の件

第1号議案に基づく募集株式の発行の件につき投資契約を締結すること及び当該投資契約については会社法205条第2項に基づいて総数引受契約の承認を経ること

株式引受者	株式	割当数	払込金額
木野 将徳	普通株式	44株	1億9728万5000円
エックスモバイルスカイファンド2号 投資事業有限責任組合	普通株式	66株	2億9593万7500円
調達合計			4億9321万2500円

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、本臨時株主総会において、第1号議案の「当社と株式会社いちごホールディングスとの株式交換契約承認の件」が承認されることを前提として、現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたくご承認をお願いするものであります。

### 1. 変更の理由

- (1) 本臨時株主総会における第1号議案の「当社と株式会社いちごホールディングスとの株式交換契約承認の件」が承認されることを前提に、本株式交換の効力発生日（2026年7月1日）をもって株式会社いちごホールディングスが完全子会社となりますが、これに伴い、定款の第2条（目的）の定めと同社関連事業を追加するものであります。
- (2) 本臨時株主総会にて本株式交換が承認されることを前提に、同契約の効力発生日（2026年7月1日）をもって当社株式を新たに発行することとなりますが、これによる発行済株式総数の増加に従い、発行可能株式総数を法定上限まで引き上げるため、定款の第6条（発行可能株式総数）の定めを変更するものであります。
- (3) 当社は監査等委員会設置会社であるため、定款上の監査役の記事を削除するため、定款の第25条（取締役会の招集通知）、第27条（取締役会の議事録）に記載の監査役の定めを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 下記商品の貿易業、売買業、問屋業、仲立業及び代理業</p> <p>(1) 米、麦類及び米麦粉、蕎麦、豆類、雑穀、澱粉、油脂類、製油原料、菜種等子類、種苗、野菜、果実、茶葉、食肉、魚介藻、葉たばこ及び製造たばこ類、その他の農畜産物、水産物</p> <p>(2) 油粕、肥料、飼料及びそれらの原料</p> <p>(3) 砂糖、塩缶詰類、酒類、醤油、乾物、その他の食料飲料</p> <p>(4) 調味料、香辛料、甘味料等食品添加物、塩、食用油、乳製品</p> <p>(5) 家畜、家禽等動物、各種ペット、花卉、植木等植物</p> <p>(6) 鉄鋼、特殊鋼、非鉄金属及びそれらの製品、鉱産物、セメント</p> <p>(7) 石炭、天然ガス、石油、その他の燃料及び石油製品</p> <p>(8) 繊維原料、糸、織物、衣服等の繊維製品、毛皮、皮革及び皮革製品</p> <p>(9) 天然ゴム、木材、パルプ、紙類</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

現行定款	変更案
<p>(10) 船舶、車輛、航空機及び部品、計測器、金属加工機械、電気、電子機械、電子部品、記録媒体、通信機器、家庭用・産業用電気機械器具、産業用ロボット、建設等産業機械、運輸運搬機械、食品加工及び調理機械器具、金物</p> <p>(11) 化学工業薬品、農業薬品、火薬、毒物、劇物薬、医薬品、医薬部外品、漢方薬、染料、顔料、装身具、日用品雑貨、古物</p> <p>(12) ビタミン、カルシウム、アミノ酸、クエン酸、ロイヤルゼリー、プロポリス、植物繊維、酵母等を主成分とした健康補助食品</p> <p>(13) 家具、什器備品、文房具、出版物、印刷物及び映像物</p> <p>(14) 各種スポーツ用品、遊戯具及びその部品</p> <p>(15) 防犯・防火・防災・医療・救急に関する用品、用具、機器及びシステム</p> <p>(16) 貴金属、宝石、美術工芸品</p> <p>2 前号に関連する製造加工業 (新設)</p> <p><u>3</u> 農林水産業及び畜産業</p> <p><u>4</u> 倉庫業、陸上輸送業、海上輸送業、航空輸送業、運送取扱業及び運送代理業</p> <p><u>5</u> 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム技術、コンピュータソフトウェア、コンテンツの取得、企画、制作、賃貸、販売、運用及び請負業</p> <p><u>6</u> オフィス・オートメーション機器の企画、開発、製造、販売、設置工事及び保守管理業</p>	<p>現行どおり</p> <p>3 飲食業並びにそれらの事業を営む子会社の経営管理</p> <p>(以下、号数繰り下げ、現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>7情報の収集・処理及び提供、その他の情報サービス業及び放送事業</p> <p>8有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証・引受、債権の売買及びその他の金融業</p> <p>9商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資売買業及び商品投資顧問業</p> <p>10スポーツ施設、工業技能教育施設、医療施設、介護施設、薬局、飲食店の経営、旅館業及び旅行業</p> <p>11各種イベントの企画及び運営</p> <p>12労働者派遣事業</p> <p>13発電機、蓄電池の販売、電力の売買、発電及び電気の供給</p> <p>14土木、建設工事の設計監理及び請負業</p> <p>15不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業</p> <p>16総合リース業及びその仲介業</p> <p>17損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>18前各号に関連する顧客の仲介、斡旋業務</p> <p>19前各号に関連する調査、企画、研究、開発、検査、分析及びコンサルティング業</p> <p>20前各号に付帯する一切の業務</p>	
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,500,000株</u>とする。</p>
<p>第7条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。</p>

### 第3号議案 第三者割当による第6回新株予約権発行の件

本議案は、以下の要領により、第三者割当の方法による第6回新株予約権（行使価額修正選択権付き）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本第三者割当増資による本新株予約権の全てが行使された場合には、当社株式は25%以上の希薄化が生じることが見込まれます。このため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「株主総会決議などによる株主の意思確認」に係る手続として、本第三者割当増資の必要性及び相当性について、普通決議による株主の皆様ご意思確認を実施することといたしました。

#### 1. 第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正選択権付き）の発行の概要

(1)	割当日	2026年7月1日
(2)	新株予約権の総数	25,000個
(3)	発行価額	総額37,425,000円（新株予約権1個あたり1,497円）
(4)	当該発行による潜在株式数	2,500,000株（新株予約権1個につき100株） 下限行使価額は675円ですが、下限行使価額においても潜在株式は、2,500,000株です。
(5)	資金調達の額	3,074,925,000円 （内訳） 新株予約権発行分 37,425,000円 新株予約権行使分 3,037,500,000円 上記資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。 なお、全ての本新株予約権が下限行使価額で行使されたと仮定した場合の資金調達の額は1,724,925,000円です。

<p>(6)</p>	<p>行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額1,215円</p> <p>当社は割当日より6ヶ月経過後（2027年1月2日）以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。（なお、前回の行使価額修正通知を行ってから12ヶ月（1年間）が経過していない場合には行使価額の修正ができませんこととします。）当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目（又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日）以降、本新株予約権の発行要項（以下、「本発行要項」といいます。）第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本発行要項第16項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本発行要項に従って調整されることがあります。なお、以下に該当する場合には、当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができないものとします。</p> <p>①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>②前回の行使価額修正通知を行ってから12ヶ月（1年間）が経過していない場合</p>
------------	------------------------	--

(7)	募集又は割当方法 (割当先含む)	第三者割当による方法により、ORCHID PLUS PTE.LTD.に10,000個(潜在株式数1,000,000株)、KAY LEO BROTHERS LIMITEDに10,000個(潜在株式数1,000,000株)、株式会社エビス商事に2,500個(潜在株式数250,000株)、エスクリプトエナジー株式会社に2,500個(潜在株式数250,000株)をそれぞれ割り当てます。
(8)	その他	①譲渡制限 本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。 ②その他 前記各号においては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

## 2. 割当予定先の概要

### 割当予定先① ORCHID PLUS PTE. LTD.

(1)	名称	ORCHID PLUS PTE. LTD.
(2)	所在地	400 ORCHARD ROAD #05-17ORCHARD TOWERS SINGAPORE 238875
(3)	代表者の役職・氏名	DIRECTOR ONO MASAHICO (小野 昌彦)
(4)	事業内容	経営コンサルティング
(5)	資本金	100,000シンガポールドル
(6)	設立年月日	2011年10月
(7)	発行済株式数	100,000株
(8)	決算期	3月
(9)	従業員数	1名
(10)	主要取引先	該当事項はありません。
(11)	主要取引銀行	中信銀行 (CHINA CITIC BANK INTERNATIONAL)

(12)	大株主及び持株比率	TAZOE SAKURA (田副 さくら) 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	ORCHID PLUS PTE. LTD.は、2025年12月31日現在、当社株式を189,000株（議決権個数1,890個）を所有しております。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）			
	決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
	純資産	90,577	71,237	23,764
	総資産	2,264,044	2,473,347	3,448,418
	1株当たり純資産（円）	905.2	711.7	236.8
	売上高	58,706	60,217	337,199
	営業利益	△25,514	△27,810	198,492
	当期純利益	△34,092	△37,884	215,396
	1株当たり当期純利益（円）	△339.7	△374.4	2,153.8
	1株当たり配当金（円）	-	-	-

(注) 最近3年間の経営成績及び財政状態の円表示は、1シンガポールドル124円で換算（千円未満を切り捨て）したものです。

割当予定先② KAY LEO BROTHERS LIMITED

(1)	名称	KAY LEO BROTHERS LIMITED
(2)	所在地	Suite 3, Global Village, Jivan's Complex, Mont Fleuri, Mahe, Seychelles.
(3)	代表者の役職・氏名	DIRECTOR Rozliana Chu Binti Rozmee
(4)	事業内容	有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務
(5)	資本金	100USD

(6)	設立年月日	2013年11月5日
(7)	発行済株式数	100株
(8)	決算期	12月
(9)	従業員数	0名
(10)	主要取引先	該当事項はありません。
(11)	主要取引銀行	該当事項はありません。
(12)	大株主及び持株比率	Rozliana Chu Binti Rozmee 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 守秘義務により、経営成績及び財政状態は非開示とさせていただきます。

#### 割当予定先③ 株式会社エビス商事

(1)	名称	株式会社エビス商事
(2)	所在地	宮崎県都城市豊満町980-1
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 桑畑 貴
(4)	事業内容	飼料卸小売業、畜産物販売業、食品加工販売、養鶏業
(5)	資本金	18百万円
(6)	設立年月日	1969年10月
(7)	発行済株式数	360株
(8)	決算期	3月
(9)	従業員数	292名 (2025年12月31日現在)
(10)	主要取引先	フードリンク株式会社、株式会社マルイチ産商、日本ハム株式会社
(11)	主要取引銀行	鹿児島銀行、宮崎太陽銀行、三菱UFJ銀行
(12)	大株主及び持株比率	非上場会社であり、開示の同意が得られていないため非開示とさせていただきます。
(13)	当事会社間の関係	

資本関係	株式会社エビス商事は、2026年3月31日現在、当社普通株式を136,100株（議決権個数1,361個）保有しています。なお、株式会社エビス商事の代表取締役である桑畑貴氏は2026年3月31日現在、当社株式を17,500株（議決権個数175個）、また、株式会社エビス商事の創業者である桑畑隆信氏の配偶者である桑畑夏美氏は当社株式を111,200株（議決権個数1,112個）保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当該割当予定先は、当社の業務提携先です。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 守秘義務により、経営成績及び財政状態は非開示とさせていただきます。

#### 割当予定先④ エスクリプトエナジー株式会社

(1) 名称	エスクリプトエナジー株式会社
(2) 所在地	東京都中央区銀座8丁目9-13
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 久永 賢剛
(4) 事業内容	クリプトアセット事業、金属事業、不動産事業
(5) 資本金	2,269百万円（2025年12月31日現在）
(6) 設立年月日	1946年4月
(7) 発行済株式数	175,145,749株
(8) 決算期	3月
(9) 従業員数	17名（2026年3月31日現在）
(10) 主要取引先	旭日産業株式会社、株式会社コタベ、本田技研工業株式会社、株式会社ハセベ 他
(11) 主要取引銀行	三菱UFJ銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行

(12) 大株主及び持株比率	KAY LEO BROTHERS LIMITED	2.77%
	株式会社SBI証券	2.26%
	品田 守敏	1.48%
	野村証券株式会社	1.26%
	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.91%
	野村証券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	0.68%
	SOCIETE GENERALE INTERNATIONAL LIMITED CLIENT OMNIBUS (常任代理人 ソシエテ・ジェネラル証券株式会社)	0.57%
	楽天証券株式会社	0.53%
	瀬賀 雅弥	0.48%
	(2025年9月30日現在)	

(13) 当事会社間の関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：別で記載があるものを除き百万円)

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
純資産	2,624	2,967	2,871
総資産	2,777	3,122	3,006
1株当たり純資産 (円)	18.53	20.96	20.28
売上高	806	718	634
営業利益	△130	△311	△292
経常利益	△110	243	△295
当期純利益	△119	389	△96
1株当たり当期純利益 (円)	△0.85	2.75	△0.68
1株当たり配当金 (円)	—	—	—

(注) 2025年3月期より連結財務諸表を作成されておりませんので、単体における経営成績及び財政状態を

記載しております。

### 3. 募集の目的及び理由

#### (1) 募集の目的

当社は、食料品、農産品、畜産物等を中心とした内外物資の輸出入及び国内取引を主たる事業とする専門商社であり、長年に渡り培ってきた国内外の調達ネットワーク、販売チャネル及び商品知見を基盤として事業を展開しております。特に、食肉・農産物を中心とするトレーディング事業においては、外食産業向け取引や加工食品分野への展開を通じて、安定的な取引関係を構築してまいりました。また、中国を中心とした海外事業については、現地法人及び関連会社を通じて、日本向け輸出、中国国内販売、三国間取引を行うなど、地域特性を踏まえた事業展開を行っております。

直近事業年度である第85期（2025年9月期）における当社の業績は、売上高196億62百万円、営業利益2億47百万円、経常利益1億73百万円、当期純利益1億48百万円となり、前事業年度と比較して売上高は増加したものの、国際商品市況の変動、為替相場の円安基調の長期化、物流コストや仕入価格の上昇等の影響を受け、利益面では引き続き不安定な事業環境に置かれております。特に、商品トレーディングを主軸とする当社の事業特性上、売上高の拡大に伴い売上債権が増加する傾向にあり、資金回収までの期間における運転資金負担が拡大しております。

当社の財務状況を見ると、2025年9月期末時点における純資産額は9億93百万円まで改善しているものの、自己資本比率は11.6%にとどまっており、依然として事業資金の多くを金融機関からの借入に依存している状況にあります。実際、当事業年度においても、短期借入金の増加により財務活動によるキャッシュ・フローはプラスとなっている一方で、営業活動によるキャッシュ・フローは売上債権の増加等によりマイナスとなっており、事業運営における資金繰りの安定性及び財務基盤の強化は、引き続き重要な経営課題となっております。

また、進行情である第86期（2026年9月期）第1四半期累計期間における売上高は、48億73百万円(前年同四半期累計期間比17.2%減)、営業利益82百万円(前年同四半期累計期間比58.3%増)、経常利益61百万円(前年同四半期累計期間比43.8%増)、四半期純利益50百万円(前年同四半期累計期間比40.4%増)となりました。

しかしながら、安定的な収益性の確立には至っておらず、自己資本比率についても改善傾向にはあるものの、依然として低水準にとどまっている状況にあります。

このような状況のもと、当社が既存事業を安定的に継続するとともに、中長期的な事業の持続的成長を実現していくためには、国際商品市況や為替動向等の外部環境の影響を相対的に受けにくい事業構造の要素を取り込みながら、事業全体の耐性を高めていくことが重要であると認識しております。

そのためには、既存事業の安定化を図りつつ、事業ポートフォリオの多様化および収益構造の強

化に資する新たな成長分野への投資を機動的に実行できるよう、十分な自己資本を有する柔軟な財務体制を構築することが不可欠であると判断しております。

当社の既存の卸売事業は、借入依存度が高く、年間約3億円の元金返済及び利息負担が発生しており、現在の業績水準では十分な成長投資余力を確保できていない状況にあります。このため、既存事業のみの継続では、外部環境変動への耐性強化および企業価値向上には限界があると判断しております。

こうした認識のもと、当社は、既存事業とのシナジー効果が高い飲食事業及び加工食品事業を取り込むことを目的として、株式会社いちごホールディングスの株式交換による子会社化を実施することといたしました。同社はコラボ商品の展開（ヒカルピザ等）により売上拡大が進んでおり、今後も継続的な成長が見込まれることから、当社グループにおける新たな収益基盤となるものと判断しております。

当社は、本第三者割当増資により調達する資金のうち約10億円を、当該飲食事業における出店資金として充当する予定です。もっとも、当該出店は、居抜き物件の活用や小型店舗形態の採用等により初期投資を抑制するとともに、既存ブランド（ヒカルピザ等）の認知度及び販売実績を背景として、新規出店後比較的短期間で売上計上及び投資回収が可能な事業モデルであると認識しております。

また、本件出店計画は、現時点において当社の既存卸売事業との直接的な連携を前提とするものではなく、当該飲食事業単体において収益性及びキャッシュ・フロー創出力を有することを前提としております。そのため、今回の資金充当は、追加的な資金負担を継続的に必要とするものではなく、各店舗の収益により順次投資回収が進む計画としております。また、当該新規出店は、各店舗の営業キャッシュ・フローを原資として運転資金に充当することを基本としており、本第三者割当増資による資金投入は初期的な事業基盤の構築を目的とするものであり、その後の継続的な事業拡大については、現時点において追加的な資金の投入や新たな資金調達を前提とするものではありません。

以上を踏まえ、本出店計画は、単なる資金投下型の成長施策ではなく、各店舗からの早期の営業キャッシュ・フロー創出を通じて、当社グループ全体の資金繰りの安定化に寄与するものと判断しております。

本第三者割当増資は、当該子会社化後の事業拡大のための新規出店を行う事業成長資金を確保するとともに、自己資本の充実を通じて財務基盤の安定化及び財務の柔軟性の確保を図ることを目的として実施するものです。すなわち、株式交換と資金調達は一体の施策であり、資金調達を伴わない場合には、取得した事業の成長機会を十分に取り込むことが困難となるおそれがあります。

なお、資金調達手段については、当社の財務状況及び今後の事業展開を総合的に勘案した結果、調達の確実性及び中長期的な財務の柔軟性の観点から、第三者割当による自己資本の充実が最も合理的であると判断いたしました。

一方で、本第三者割当増資により希薄化率は約130%となる見込みであり、既存株主の皆様に対応の影響が生じることは十分に認識しております。しかしながら、本株式交換及び当該成長投資の実行により、中長期的な収益力の向上及び企業価値の増大が見込まれることから、結果として株主価値の向上に資するものと判断しております。

当社は、本第三者割当増資により財務基盤の安定化を図るとともに、新たな成長分野への投資を着実に実行することで収益構造の強化を進め、中長期的な企業価値の向上を通じて既存株主の皆様の利益に資することを目指してまいります。今後も、資金使途及び経営施策について適時適切な情報開示を行い、透明性の高い経営を推進してまいります。

なお、本新株予約権の発行による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期 イ. 本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

当社は、本新株予約権の発行による資金調達を通じて、自己資本比率の補強及び新規事業に係る投資余力の確保を図り、当社事業の継続性及び成長性に対する市場及び取引金融機関からの信認を高めることで、既存株主をはじめとするステークホルダーの皆様利益に資するものと考えております。

## (2) 第三者割当増資の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「<他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3) 本資金調達の特徴」に記載のメリットおよびデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用することといたしました。

当社は、割当予定先に対して行使期間を3年間とする本新株予約権25,000個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の内容は以下のとおりです。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は2,500,000株です。

本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結予定の本買取契約の規定により、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の当初行使価額の150% (2,024円) を超過した場合、当社は、割当予定先に本新株予約権の行使の指示を行うことができます。

また、本新株予約権は、割当日より6ヶ月経過後となる2027年1月2日以降、当社取締役会の決

議による行使価額の修正を行うことができるよう設計されております（なお、前回の行使価額修正通知を行ってから12ヶ月（1年間）が経過していない場合には行使価格の修正ができないこととしております）。当社取締役会による行使価額の修正が決議された場合、当社は直ちにその旨を割当予定先へ通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目（又は当社と割当予定先が合意するそれより短い日）以降、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合となる場合には、行使価額は下限行使価額とします。本新株予約権を修正選択権付きとしたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないリスクを回避するためであり、株価下落時においても行使価額が下限行使価額を上回る限りにおいては、割当予定先による本新株予約権の行使が期待され、当社の予定する資金調達を円滑に行うことが可能となると判断したためです。本新株予約権の行使期間は、3年間（2026年7月1日から2029年6月29日までの期間）であります。本新株予約権については、当初行使価額（1,215円）を本発行決議の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,349円から10%ディスカウントした金額に設定するとともに行使価額の修正選択権を当社が保有することで、既存株主の持分の希薄化により配慮しつつ、行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、緊急又は機動的な資金需要への対応が可能な設計としております。

### （3）本資金調達の特徴

本件の資金調達は、当社が各割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、各割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。当社は、2027年1月2日以降2029年6月29日までの期間において、当社が資金調達のため必要と判断した場合には、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます（なお、前回の行使価額修正通知を行ってから12ヶ月（1年間）が経過していない場合には行使価額の修正ができないこととしております）。行使価額の修正が決議された場合、当社は直ちにその旨を割当予定先へ通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目（又は当社と割当予定先が合意するそれより短い日）以降、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合となる場合には、行使価額は下限行使価額とします。本新株予約権は、以下の特徴を有しております。

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本発行要項に示される2,500,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化が防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

③ 行使価額修正条項

本新株予約権について、当社が資金調達のため必要と判断した場合には、割当日より6ヶ月経過後の2027年1月2日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。下限行使価額は2026年4月23日の当社普通株式の普通取引の終値1,349円の50%に相当する金額であることから、株価が急落した場合であっても、当該価額よりも下方で希薄化が発生せず、また株価が当初行使価額を上回って上昇した場合には、当該条項の適用により調達金額を増大させることができます。

④ 本新株予約権の行使指示条項

当社は、本新株予約権の行使期間中の東京証券取引所における当社普通株式の各取引日において、当日を含めた20連続取引日（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の当初行使価額の150%（2,024円）を超過した場合、当社は、割当予定先に本新株予約権の行使の指示を行うことができます。

<デメリット>

① 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合や当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

② 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

本第三者割当増資の割当予定先は、当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先

による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。なお、本第三者割当増資については、当社が必要とする調達希望額と、候補となる割当予定先との引受可能額を勘案した結果、短期保有目的とする割当予定先を選定することと致しました。

#### <他の資金調達方法との比較>

当社が本第三者割当増資を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、以下のとおりです。

##### ① 公募増資

株式の公募増資は、引受手数料等のコストが増大することが予想され、また、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいため、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

##### ② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化懸念は払拭されますが、資力等の問題から割当予定先となる既存株主の応募率が不透明であり、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

##### ③ M S C B

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるM S C B）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいためと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

##### ④ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

##### ⑤ 社債又は借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入れによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があります。

当社の事業特性、財務状況及び本件の資金使途を勘案し、資本性調達が最適であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

#### ⑥ 行使価額固定型の新株予約権

行使価額が固定されている新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権と異なり、株価に関わらず行使価額が一定であるため、株価が行使価額を下回った場合には資金調達そのものが進まない可能性があります。また、行使価額修正条項付新株予約権においては、株価の上昇局面では当初行使価額以上の行使価額での行使により調達資金の増加が期待できますが、行使価額が固定されている新株予約権は、株価に関わらず行使価額が一定であるため、株価が行使価額を上回った場合であっても一定の額以上の資金調達を見込むことはできません。

当社の資金需要に応じた資金調達を実現する観点からは、行使価額固定型の新株予約権は、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
3,074,925,000	173,128,250	2,901,796,750

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額37,425千円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額3,037,500千円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、当初行使価額で算定しております。
2. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書作成支援費用3,000千円、調査費用500千円、登記費用11,082千円、新株予約権公正価値算定費用1,500千円、有価証券届出書電子データ作成費用800千円、本(注)3.に記載のFA費用153,746千円及び株主総会開催費用2,500千円の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. FA費用について、本新株予約権の割当予定先からの払込完了時に、FAに対して調達額の5%を支払う契約です。なお、当社FAにつきまして永田町リーガルアドバイザー株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 加陽 麻里布)を選定しております。なお、永田町リーガルアドバイザーについては、当社及び割当予定先から独立したアドバイザーであり、上場会社

を対象とする第三者割当増資、MS型ワラント、転換社債、私募社債発行等の資金調達案件に関して、法務・財務両面からアドバイザーを行った実績を有しています。最近においても上場会社におけるファイナンス案件について支援実績を有していること、当社が実施する本件の資金調達スキームについて制度面・市場面の双方から十分な理解を有していることから、本件における資金調達に関して助言を受けられるFAとして適切であると判断し、選定しております。

4. 払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
5. なお、本新株予約権が下限行使価額で行使されたと仮定した場合の払込金額の総額は1,724,925千円、差引手取概算額は1,624,021千円です。
6. 登記関連費用につきましては、本新株予約権の権利行使のタイミング、回数等によって変動いたします。

## (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

### イ. 本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 宅配ピザ事業に係る出店等の費用	1,000百万円	2026年7月～2029年4月
② M&A及び資本提携に係る資金	1,901百万円	2026年7月～2028年9月
合計	2,901百万円	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、原則として、上記表の番号の優先順位で充当し、不足分については、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。
3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当増資を実施することで貸借対照表上の純資産の部の改善を図り、当社の既存事業

への投資資金を確保することを本第三者割当増資の目的としております。

#### ロ. 具体的な資金使途について

本第三者割当増資により調達した資金は、当社の事業基盤の強化および中長期的な成長を見据え、主として成長分野への投資資金として充当する予定であります。

具体的には、宅配ピザ事業「ナポリの窯」に係る事業運営および事業拡大を目的として、国内における新規出店や既存店舗の改装等に係る費用に加え、将来的な海外出店を見据えた調査・準備費用、ならびに海外展開を視野に入れた食材の輸入および調達体制の構築等に係る資金、さらに当社既存事業とのシナジーが期待される飲食事業会社または食品加工会社とのM&A及び資本業務提携に係る資金に充当する予定であります。

これらの資金は、事業の進捗状況や市場環境等を踏まえつつ、2026年7月から2029年6月にかけて段階的に支出する計画であります。

したがって、本第三者割当増資により調達した資金の使途は、以下のとおりであります。

##### ① 宅配ピザ事業に係る出店等の費用

当社は、2026年4月24日開示の「株式交換による株式会社いちごホールディングスの完全子会社化及び連結子会社の異動及び新規事業参入に関するお知らせ」のとおり、宅配ピザ事業「ナポリの窯」を運営する事業会社を株式交換により取得することを決定しております。

本資金調達により調達する資金のうち、1,000百万円を、当該株式交換に係る取得対価そのものではなく、取得後の事業成長投資資金として充当する予定です。

具体的には、当社が株式交換により取得を予定している「ナポリの窯」事業の更なる成長を目的とした国内店舗展開に充当する予定であります。

当該事業は、デリバリーに特化したピザ事業であり、客席を設けないコンパクトな店舗モデルを採用するとともに、居抜き物件の活用および厨房設備の標準化等により、初期投資を抑制しつつ効率的な出店が可能な事業構造を有しております。

新規出店においては、大都市圏のオフィス及び住宅密集エリアを中心に、人口密度およびデリバリー需要を踏まえ、段階的に40店舗の出店を計画しております。

1店舗当たりの出店に要する資金は、概ね25百万円程度を見込んでおり、その内訳は、物件取得費約2.5百万円、内装工事費約4.0百万円、厨房設備約5.0百万円、デリバリー設備約1.0百万円、IT・POS等約0.8百万円、開業準備費約1.0百万円および運転資金約5.5百万円であります。なお、運転資金については、各店舗の開業後の安定運営に必要な資金として、各店舗の開業時点において販売管理費の2か月分程度を一括して充当する方針であります。そのため、運転資金の充当期間としては、開業した月に充当する方針であるため、2026年8月から

2029年4月までに順次、開業した店舗に充当していく予定です。

なお、当該店舗は約10坪（33㎡）の小型店舗を想定しており、賃料については坪単価20,000円程度を前提としております。また、客席を設けない効率的なオペレーションを前提とすることで、投資効率の向上を図る計画であります。また、これらの前提は、既存店舗において採用している店舗モデルを踏襲するものであり、当該出店計画においても同様の運営形態を前提としております。

これにより、各店舗において年間約72百万円の売上および5%台前半から中盤程度の営業利益率を見込んでおり、投資回収期間は概ね5年程度を想定しております。

本件は、取得と同時に成長投資を実行することにより、早期に事業規模の拡大および収益基盤の強化を図るものであり、安定的なキャッシュ・フロー創出と中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

## ② M&A及び資本業務提携に係る資金

本資金調達により調達する資金のうち、1,901百万円を、M&A及び資本業務提携に係る資金として充当する予定です。

現時点において具体的な対象企業は決定しておりませんが、当社既存事業とのシナジー創出が期待できる飲食事業会社または食品加工会社を主な対象として検討を進める方針です。具体的には、商品開発力の強化、原材料調達の効率化、物流網の共有、ブランド展開力の向上等において相乗効果が見込まれる企業とのM&A又は資本業務提携を推進してまいります。取得規模としては、1社あたり取得対価約400百万円～500百万円程度を想定し、取得に伴うデューデリジェンス費用、仲介手数料、フィナンシャル・アドバイザー費用等を含め、4社程度の実行を目標としております。資本業務提携の場合においても、一定の出資を伴う形での関係強化を想定しております。

M&A及び資本業務提携において、具体的案件が未確定の段階で資金を確保する理由は、飲食・食品業界において事業承継ニーズの高まりや業界再編の動きが活発化しており、優良案件は短期間で成約に至る傾向があることから、機動的かつ競争力のある条件提示を可能とする財務基盤をあらかじめ確保する必要があるためです。迅速な意思決定および資金証明が求められる局面に対応することで、成長機会の逸失を防ぐことを目的としております。

また、M&Aの検討においては、複数の案件が同時並行的に検討対象となることが一般的であり、必ずしも単一の案件に対して順次検討を行うものではありません。特に飲食・食品分野においては、事業承継案件等について複数の候補先が同時期に市場に出ることも多く、複数案件を比較検討したうえで最適な投資判断を行う必要があります。

さらに、具体的な交渉段階においては、売主から資金証明の提示や迅速な意思決定が求められるケースが多く、十分な資金余力を有していることが、排他的な交渉権の確保や有利な条件

での取得において重要となります。このため、案件ごとに都度資金調達を行う場合には、交渉機会を逸失するリスクがあると認識しております。

加えて、個別案件についてはデューデリジェンスの結果等により最終的に実行に至らない可能性もあることから、単一案件のみを前提とした資金確保とする場合には、適切な投資機会を逃すおそれがあります。

また、資金規模については、想定する取得対価水準（1社あたり約400百万円～500百万円）および付随費用を踏まえ、複数案件の同時並行的な検討に対応可能な範囲として合理的に算定したものであり、過大な資金確保を意図するものではありません。

さらに、各案件の実行にあたっては、投資採算性および資金状況を踏まえ個別に判断する方針であり、必ずしも全額を短期間において使用することを前提とするものではありません。

案件に対応可能な資金をあらかじめ確保することが合理的であると判断しております。

なお、M&A及び資本業務提携の成否は投資先企業の存在や相手方との交渉状況等に大きく左右されるものであり、本第三者割当増資により調達した資金の支出時期について正確に予測することには一定の限界があります。そのため、上記の支出予定時期は、現時点における当社の経営環境及び事業環境を踏まえ、M&A及び資本業務提携が一定程度の蓋然性をもって実行されるとの見通しに基づき記載しているものであり、当該期間において上記金額を投資金額とするM&A及び資本業務提携の実施が具体的に確定しているものではありません。

また、今後、資金使途又は支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「4. 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期 イ. 本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関であるエースターコ

ンサルティング株式会社（住所：東京都千代田区平河町2丁目12番15号、代表者：代表取締役 三平 慎吾）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（1,349円）、権利行使価額（1,215円）、ボラティリティ（23.58%）、権利行使期間（2026年7月1日から2029年6月29日）、配当率（0.0%）、無リスク金利（1.540%）、市場リスクプレミアム（9.3%）、対指数 $\beta$ （0.095）、信用スプレッド（21.83%）当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。

算定にあたっては、当社は資金調達のために本新株予約権に係る行使価額修正条項を行使して行使価額の修正を随時行うこと、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額（2026年4月23日の当社普通株式の普通取引の終値である1,349円の50%に相当する金額）を上回っている場合において、一様に分散的な権利行使がされること、東京証券取引所における当社普通株式の終値が10取引日連続して2026年4月23日の東京証券取引所スタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値の50%（675円）を下回った場合、割当予定先は本新株予約権の下限行使価額によって残存する新株予約権により行使を行うこと等を想定しております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断し、この算定結果をもとに本新株予約権1個の払込金額を算定結果と同額である1,497円（1株あたり14.97円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先が全ての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年4月23日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,349円から10%ディスカウントした1,215円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前日終値から10%ディスカウントした理由については、各割当予定先から市場価格に対する一定の割引を条件とする日証協指針を超えない範囲内となる10%でのディスカウント要望があり、当社の直近6ヶ月間における株価水準が1株あたり603円から1,350円と推移しており、変動幅が大きくなっていることから、当社と割当予定先との発行価額における交渉の結果、株価下落リスクを踏まえて相応のディスカウントはやむを得ないと判断し、発行価額については割当予定先の要望を受け入れた結果によるものとなります。当社といたしましては、本第三者割当増資の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

なお、本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値1,030円に対して17.96%のプレミアム、同3ヶ月間の終値平均値856円に対して41.94%のプレミアム、同6ヶ月間の終値平均値755円に対しては60.93%のプレミアムとなりますが、直近の市場

価格が当社株式の価値をより公正に反映しているという前提のもと、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議の上で決定したものです。

また、当社及び当社監査等委員による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断につきましては、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

なお、2026年4月24日開催の当社取締役会に出席した監査等委員3名（全員が社外取締役）全員から第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、割当予定先に対して特に有利な条件ではなく適法である旨の意見が述べられております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権に係る潜在株式数は2,500,000株となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数1,934,019株（議決権数19,320個）に対して、合計129.26%（議決権ベース129.40%）の希薄化率となります。

しかしながら、前記「3. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」記載のとおり、本第三者割当増資による本新株予約権の発行は、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的な収益源を確保し、今後成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものと判断いたしました。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数2,500,000株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は15,478株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の0.62%であります。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数2,500,000株を行使期間である3年間（751日／年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は3,329株であり、上記1日あたりの平均出来高の21.51%となり、本第三者割当増資が及ぼす株価へ一定の影響が発生するものと考えております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資

金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を本発行要項に付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

## 7. 第三者割当による第6回新株予約権の内容

本新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

### 第6回新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

大洋物産株式会社 第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

#### 2. 本新株予約権の払込金額の総額

金37,425,000円

#### 3. 申込期日

2026年7月1日

#### 4. 割当日及び払込期日

2026年7月1日

#### 5. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により割り当てる。

ORCHID PLUS PTE.LTD.	10,000 個
KAY LEO BROTHERS LIMITED	10,000 個
株式会社エビス商事	2,500 個
エスクリプトエナジー株式会社	2,500 個

#### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数2,500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

25,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個につき金1,497円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金1,215円とする。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、資金調達のため必要があるときは、割当日より6ヶ月経過後（2027年1月2日）以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目（又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日）以降、第12項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。



る権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調

整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

2026年7月1日から2029年6月29日までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

## 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円

未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。) 、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

#### 18. 行使請求受付場所

大洋物産株式会社 総務部

#### 19. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 京橋支店

#### 20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を1,497円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、1,215円とした。

#### 21. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、振替法及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

今後の経営体制の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、増員により選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	新任 堀江 貴文 (1972年10月29日生)	1997年7月 株式会社ライブドア 代表取締役 2017年5月 インターステラテクノロジズ株式会社 取締役（現任） 2017年10月 SNSグループ株式会社 (旧 SNS media&consulting) 取締役 2017年11月 テリヤキ株式会社 取締役（現任） 2020年9月 WAGYUMAFIA INTERNATIONAL株式会社 取締役 (現任) 2023年1月 HIUインベストメント株式会社 取締役（現任） 2024年2月 SNSグループ株式会社 代表取締役（現任）	一株
2	新任 金田 康弘 (1985年3月27日生)	2010年4月 株式会社エムエム 入社 2021年6月 京都医塾株式会社 執行役員（現任）	一株

(注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 堀江貴文氏は社外取締役候補者であります。

(注3) 堀江貴文氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業での経営経験に加え、高級和牛レストランブランド『WAGYUMAFIA』の世界展開や、バーカリーチェーン『小麦の奴隷』の急速なFC拡大など、飲食とテクノロジーを融合させた事業構築に豊富な経験を有しており、いちごホールディングスが運営する宅配ピザ『ナポリの窯』のDX推進、およびデリバリー領域における収益の最大化に貢献をしていただけるものと判断したためであります。

(注4) 金田康弘氏を取締役候補者とした理由は、新規事業の立ち上げや事業の立て直し等に豊富な経験を有することから、それらの経験を活かしていただくことで当社及びいちごホールディングスの事業拡大に貢献いただけるものと判断したためであります。

(注5) 堀江貴文氏が取締役を選任され就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任に

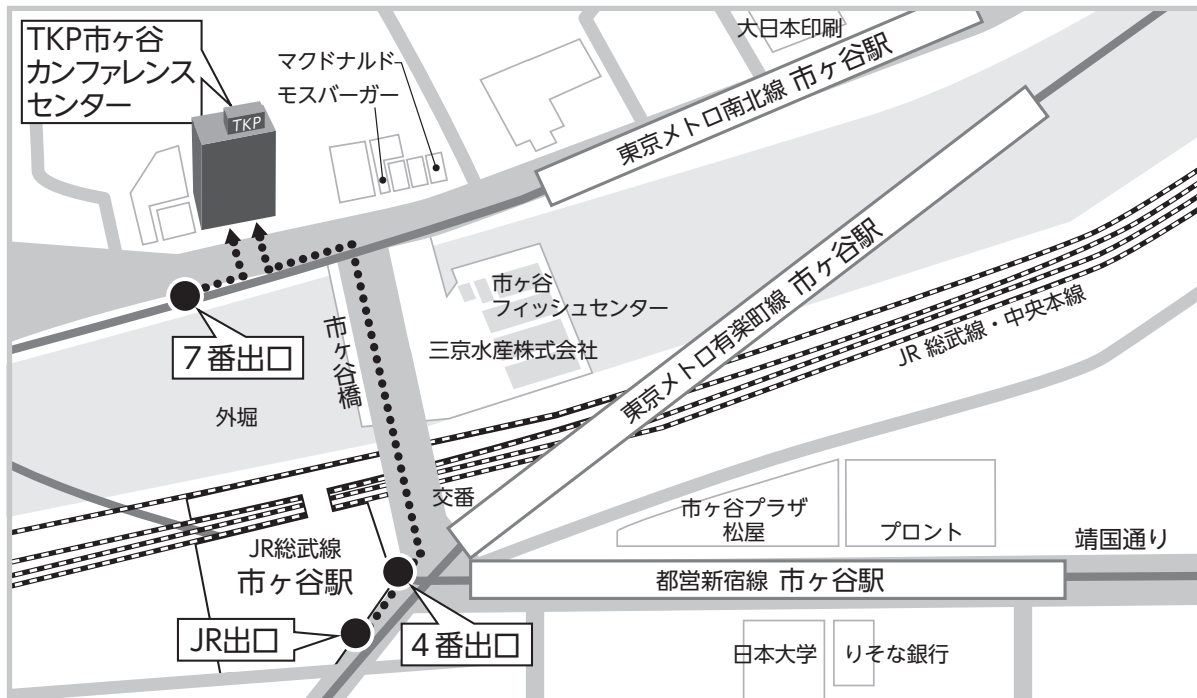
つき、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定による法令の定める額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定です。

(注6) 当社は、取締役及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
8F バンケットホール8A  
連絡先 03 (5946) 8000 (総務部)



### 【交通のご案内】

J R総武線 「市ヶ谷駅」 徒歩2分  
東京メトロ南北線・有楽町線 「市ヶ谷駅」 7番出口 徒歩1分  
都営新宿線 「市ヶ谷駅」 4番出口 徒歩2分